

公 告

飲料用自動販売機設置に係る行政財産（建物）の貸付について、次のとおり制限付一般競争入札に付します。

令和 6 年 3 月 1 日

小牧市長 山 下 史守朗

1 貸付物件

次の飲料用自動販売機 1 台を貸付けます。

貸付物件名	本庁舎自動販売機設置箇所貸付（紙カップ）			
設置場所	小牧市役所 本庁舎			
貸付箇所等	貸付箇所	設置台数	貸付面積	貸付期間
	市役所本庁舎 4 階	1 台	1.44 m ²	令和 6 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日
外形寸法 ※ 1	1 台当り 幅 1.60m× 奥行 0.90m× 高さ 2.00m 以内			
最低貸付料	上記全台数の貸付料総額 156,201 円 (上記金額は、消費税及び地方消費税を含んでいません。)			

※ 1 外形寸法には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含みます。

また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。設

置箇所は庁舎開庁時間（土・日・祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分）内に確認してください。

2 入札参加資格

(1) 次のすべてに該当する個人又は法人は、入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。

イ 入札公告の日から過去 2 年間に於いて、政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者。

ウ 政令第 167 条の 5 第 1 項の規定により市長が定めた「市が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格」（平成 22 年小牧市告示第 206 号）に規定する資格を有する者。

エ 個人の場合は小牧市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。

オ 制限付一般競争入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 11 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 25 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ク 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(2) 次に該当する者は入札に参加することができません。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する者（その事実があった日を知った日から2年間とします。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とします。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までの一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 自動販売機の設置条件

(1) 飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の施設使用形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行います。

(2) 貸付期間

1の貸付物件の表のとおりとし、貸付契約の更新は認めないものとします。（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約）

(3) 貸付料

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって貸付料とする。

(4) 必要経費

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については小牧市の指示に従っていただきます。

イ 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、小牧市が指定する期限までに全額納入してください。

ウ 電気及び給排水工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
なお、貸付期間中に新紙幣が発行された場合は、新旧1,000円紙幣が使用できるよう対応すること。

ウ 電子マネーやQRコードなどのキャッシュレス決済に対応すること。

エ 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策(ただし、原則アンカー止めは禁止)を行うこと。

オ ユニバーサル対応機種とすること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、小牧市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。また、紙コップ又はそれに類する容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に小牧市と協議を行うこと。

オ 他の同様の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販

売すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。故障・品切れが生じた場合は遅滞なく修理・商品の補充を行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を小牧市に請求することができません。

4 制限付一般競争入札参加申込書の提出

入札参加を希望する者は、次により制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（様式第1）及び自販機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札告示の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営する自販機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績が分かる書類（以下「実績関係書類」という。）を提出しなければなりません。また、期限までに申込書及び実績関係書類を提出しない者は、本入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書提出期間

令和6年3月1日（金）～ 令和6年5月10日（金）

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 制限付一般競争入札参加申込書提出方法及び提出場所

小牧市ホームページに掲載されている制限付一般競争入札参加申込書(貸付け契約用)(様式第1)に必要な事項を入力し、申込書と実績関係書類を合わせて、小牧市役所総務部資産管理課管財係(市役所本庁舎4階)まで持参してください。なお、郵送、電話、ファックス及びインターネットなどによる受付はいたしません。

5 質問及び回答

公告の内容等に対する質問及び回答は次により行います。

(1) 質問期限

令和6年4月12日(金)午前10時まで

(2) 提出方法及び提出場所

質問は、文書により小牧市役所総務部資産管理課管財係(市役所本庁舎4階)へ直接持参して提出してください。

質問書の様式(様式第2)は、小牧市ホームページよりダウンロードすること。

(3) 回答日

令和6年4月30日(火)午前10時から

(4) 回答方法

小牧市役所資産管理課管財係(市役所本庁舎4階)において回答書(様式第3)を閲覧に供します。

6 入札保証金・契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の額

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額

ただし、(1)、(2)とも、制限付一般競争入札参加申込書と合わせて提出する実績関係書類において、国又は地方公共団体の庁舎等に数回以上設置した実績があり、かつ、これらを誠実に履行した事が確認された場合、全額免除とします。

7 入札金額

- (1) 入札金額は、3(2)の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 入札

- (1) 入札は所定の入札書（貸付け契約用）（様式第4）（以下「入札書」という。）を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、貸付物件名、設置場所又は所在地、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。

〔記入例〕

表	裏													
<table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">貸付物件名</td><td>本庁舎自動販売機設置箇所貸付 (紙コップ)</td></tr><tr><td>設置場所 又は所在地</td><td>小牧市役所本庁舎</td></tr></table>	貸付物件名	本庁舎自動販売機設置箇所貸付 (紙コップ)	設置場所 又は所在地	小牧市役所本庁舎	<table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;"></td><td style="text-align: center;">〇〇市△△町一丁目一番地</td><td style="width: 20%;"></td></tr><tr><td style="text-align: center;">Ⓜ</td><td style="text-align: center;">株式会社 □□商事</td><td style="text-align: center;">Ⓜ</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">代表取締役 ○○○○</td><td style="text-align: center;">Ⓜ</td></tr></table>		〇〇市△△町一丁目一番地		Ⓜ	株式会社 □□商事	Ⓜ		代表取締役 ○○○○	Ⓜ
貸付物件名	本庁舎自動販売機設置箇所貸付 (紙コップ)													
設置場所 又は所在地	小牧市役所本庁舎													
	〇〇市△△町一丁目一番地													
Ⓜ	株式会社 □□商事	Ⓜ												
	代表取締役 ○○○○	Ⓜ												

- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 制限付一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札

- イ 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ウ 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- エ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- オ 談合情報どおりの結果となった入札
- カ 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- キ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- ク 入札書の入札金額、氏名(法人にあつては名称及び代表者名)の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他記載事項が確認できないもの
- ケ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- コ 最低貸付料未満の入札
- サ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- シ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(7) 入札参加者の事前公表は行いません。

9 入札の基本事項

- (1) 入札参加申込をされた方は、(6)入札日時及び(7)入札場所に記載する日時及び場所において入札書を提出していただきます。この入札に参加されない場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、郵送、ファックス及びインターネットなどでの提出は受付いたしません。
- (2) 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、最低貸付料以上の額で最高の価格で入札を行った者を落札候補者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。
- (3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとします。
- (4) 最低貸付料を事前公表した場合の1件の入札に係る入札執行回数は、1回とし再度入札は行わないものとします。
- (5) 入札を辞退される場合は、入札辞退届(様式第5)を小牧市ホームページよりダウンロードし必要事項を記載のうえ入札日前日までに小牧市役所総務部資産管理課管財係(市役所本庁舎

4階)まで提出して下さい。

(6) 入札日時

令和6年5月27日(月) 午前10時00分から

(7) 入札場所

小牧市役所 本庁舎 4階 402会議室

(8) 入札結果については、落札者の決定後、落札者名、落札金額及び入札参加者数を小牧市ホームページ等で公表します。

10 資格確認書類の提出

開札終了後、落札候補者は次に掲げる資格確認書類を落札候補者決定された日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に小牧市役所総務部資産管理課管財係(市役所本庁舎4階)まで持参により提出して下さい。

なお、期限までに提出がないときは、当該落札候補者のした入札は無効とします。

<提出書類(資格確認書類)各1部>

① 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(貸付け契約用)(様式第6)

② 誓約書(様式第7)

③ 証明書類(発行日から3か月以内のもの)

【法人の場合】・・・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
又は登記簿謄本

【個人の場合】・・・住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

④ 納期の到来した直近の国税及び地方税の納税証明書

ア 国税について(所管税務署が発行する納税証明書)

a 法人…「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その3の3 未納のないことの証明)

b 個人…「所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その3の2 未納のないことの証明)

イ 愛知県税について(愛知県県税事務所が発行する証明書)

a 法人…「法人県民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」、
「自動車税」、「地方消費税」の納税証明書
(未納の税額がないこと用)

b 個人…「個人事業税」、「自動車税」、「地方消費税」の納税証明書

(未納の税額がないこと用)

ウ 市町村税について(当該市町村が発行する納税証明書)

a 法人…「法人市民税」、「固定資産税・都市計画税」及び「軽自動車税」の納税証明書

b 個人…「普通徴収(特別徴収)市県民税」、「固定資産税・都市計画税」、「軽自動車税」及び「国民健康保険税」の納税証明書

1 1 資格確認結果の通知

落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定したうえ、当該落札者に通知します。

落札候補者が資格なしとなった場合は、次の入札価格の高い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行います。

資格がないと認められた場合は、制限付一般競争入札参加不適格通知書(貸付け契約用)(様式第8)により、その理由を付して通知します。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができます。この場合、通知のあった日の翌日から起算して7日(小牧市の休日を定める条例(平成2年小牧市条例第23号)第1条第1項に規定する市の休日)以内に小牧市役所総務部資産管理課管財係(市役所本庁舎4階)に書面を持参してください。

理由は、説明を求める文書を受理した日の翌日から起算して7日以内に書面で回答する。

落札候補者が資格なしとなった場合は、次の順位の者から適格者が確認できるまで順次審査を行うので、資格確認書類を求められた場合は、求められた日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に小牧市役所総務部資産管理課管財係(市役所本庁舎4階)まで持参してください。期限内に資格確認書類を提出しないときは、無効とします。

1 2 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

1 3 契約の締結

- (1) 別紙契約書(要綱様式第3)により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は入札参加者名義で行います。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「小牧市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、小牧市は一切の損害賠償の責を負いません。

1 4 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

1 5 問い合わせ先

(郵便番号 4 8 5 - 8 6 5 0)

住所 小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市役所 総務部資産管理課管財係

電話 (0 5 6 8) 7 6 - 1 1 1 0 (直通)

(0 5 6 8) 7 2 - 2 1 0 1 (代表 内線 1 1 0)

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

区 分	内 容
1 施設名称	小牧市役所 本庁舎
2 所在地	小牧市堀の内三丁目1番地
3 設置場所	別紙のとおり

4 開庁日及び時間	開庁日：土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く日 時間：8時30分～17時15分
5 職員数及び来庁者数	職員数：概ね600人 来庁者数：概ね1,400人／日 ※ いずれも本庁舎・東庁舎を合わせたものです。
6 現在の自動販売機の飲料価格	カップ式 70円～130円
7 その他	<p>① 東庁舎1階・地下1階には既設置の飲料用自動販売機各1台があります。</p> <p>② 今回募集する自動販売機以外に、本庁舎1～3階に缶・ペットボトル等の飲料用自動販売機を3台設置予定です。</p> <p>③ 本庁舎6階食堂事業者により、食堂内に自動販売機（缶・ペットボトル：2台、紙コップ：2台、食料品：1台）が設置されています。</p>

○ 設置場所

< 本庁舎 4 階 >

